

第九十四回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十四号

昭和五十六年五月十五日(金曜日)

午前十時十五分開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 青木 正久君

理事 熊川 次男君

理事 稲葉 誠一君

理事 鍛冶 清君

今枝 敬雄君

大西 正男君

中川 秀直君

小林 進君

安藤 巖君

田中伊三次君

出席政府委員

法務大臣 奥野 誠亮君

法務政務次官 佐野 嘉吉君

法務大臣官房長 寛 榮一君

法務省入国管理 大鷹 弘君

局長 厚生省児童家庭 金田 一郎君

局長 委員外の出席者

法務大臣官房参 山本 達雄君

事官 法務委員会調査 清水 達雄君

室長

委員の異動

五月十五日

辞任

太田 誠一君

同日

補欠選任

平沼 越夫君

補欠選任

同日

補欠選任

同日

同日

同日

同日

同日

平沼 越夫君 太田 誠一君

五月十四日

スパイ防止法制定案に関する請願(足立篤郎君紹介)(第四六三八号)

同(相沢英之君紹介)(第四六三九号)

同(逢沢英雄君紹介)(第四六四〇号)

同(愛野興一郎君紹介)(第四六四一号)

同(秋田大助君紹介)(第四六四二号)

同(天野光晴君紹介)(第四六四三三三)

同(有馬元治君紹介)(第四六四四四四)

同(井出一太郎君紹介)(第四六四四五五)

同(伊藤宗一郎君紹介)(第四六四六六六)

同(池田淳君紹介)(第四六四七七七)

同(池田行彦君紹介)(第四六四八八八)

同(石井一君紹介)(第四六四九九九)

同(石川要三君紹介)(第四六五〇〇〇)

同(石田博英君紹介)(第四六五一一一)

同(石橋一弥君紹介)(第四六五二二二)

同(石原慎太郎君紹介)(第四六五三三三)

同(稲垣実男君紹介)(第四六五四四四)

同(稲村佐近四郎君紹介)(第四六五五五五)

同(稲村利幸君紹介)(第四六五六六六)

同(今井勇君紹介)(第四六五七七七)

同(今枝敬雄君紹介)(第四六五八八八)

同(上村千一郎君紹介)(第四六五九九九)

同(植竹繁雄君紹介)(第四六六〇〇〇)

同(日井日出男君紹介)(第四六六一一一)

同(内海英男君紹介)(第四六六二二二)

同(江崎真澄君紹介)(第四六六三三三)

同(江藤隆美君紹介)(第四六六四四四)

同(小此木彦三郎君紹介)(第四六六五五五)

同(小里貞利君紹介)(第四六六六六六)

同(小沢一郎君外一名紹介)(第四六六七七七)

同(小澤潔君紹介)(第四六六八八八)

同(小渡三郎君紹介)(第四六六九九九)

同(小淵恵三君紹介)(第四六七〇〇〇)

同(越智伊平君紹介)(第四六七〇一一)

同(大原一三君紹介)(第四六七〇二二)

同(太田誠一君紹介)(第四六七〇三三)

同(奥田敬和君紹介)(第四六七〇四四)

同(加藤敏一君紹介)(第四六七〇五五)

同(加藤常太郎君紹介)(第四六七〇六六)

同(加藤六月君紹介)(第四六七〇七七)

同(鹿野道彦君紹介)(第四六七〇八八)

同(海部俊樹君紹介)(第四六七〇九九)

同(堀山静六君紹介)(第四六七一〇〇)

同(粕谷茂君紹介)(第四六七一一一)

同(片岡清一君紹介)(第四六七一二二)

同(金子岩三君紹介)(第四六七一三三)

同(金九信君紹介)(第四六七一四四)

同(亀井静香君紹介)(第四六七一五五)

同(亀井善之君紹介)(第四六七一六六)

同(亀岡高夫君紹介)(第四六七一七七)

同(唐沢俊二郎君紹介)(第四六七一八八)

同(川崎二郎君紹介)(第四六七一九九)

同(川田正則君紹介)(第四六七二〇〇)

同(木野晴夫君紹介)(第四六七二一一)

同(木村武雄君紹介)(第四六七二二二)

同(木村武雄君紹介)(第四六七二三三)

同(木村武雄君紹介)(第四六七二四四)

同(木村武雄君紹介)(第四六七二五五)

同(菊池福治郎君紹介)(第四六七二六六)

同(北口博君紹介)(第四六七二七七)

同(北村義和君紹介)(第四六七二八八)

同(久間章生君紹介)(第四六七二九九)

同(久野忠治君紹介)(第四六七三〇〇)

同(久保田四次君紹介)(第四六七三〇一)

同(工藤慶君紹介)(第四六七三〇二)

同(熊川次男君紹介)(第四六七三〇三)

同(倉成正君紹介)(第四七〇三三)

同(小泉純一郎君紹介)(第四七〇四四)

同(小坂善太郎君紹介)(第四七〇五五)

同(小坂徳三郎君紹介)(第四七〇六六)

同(小宮山重四郎君紹介)(第四七〇七七)

同(小山長規君紹介)(第四七〇七八)

同(古賀誠君紹介)(第四七〇八九)

同(高村正彦君紹介)(第四七一〇〇)

同(國場幸昌君紹介)(第四七一〇一一)

同(近藤鉄雄君紹介)(第四七一〇一二)

同(近藤元治君紹介)(第四七一〇一三)

同(左藤恵君紹介)(第四七一〇一四)

同(佐々木義武君紹介)(第四七一〇一五)

同(佐藤一郎君紹介)(第四七一〇一六)

同(佐藤文生君紹介)(第四七一〇一七)

同(佐藤守良君紹介)(第四七一〇一八)

同(斎藤邦吉君紹介)(第四七一〇一九)

同(坂本三十次君紹介)(第四七一〇二〇)

同(桜井新君紹介)(第四七一〇二一)

同(櫻内義雄君紹介)(第四七一〇二二)

同(笹山登生君紹介)(第四七一〇二三)

同(始関伊平君紹介)(第四七一〇二四)

同(塩川正十郎君紹介)(第四七一〇二五)

同(塩崎潤君紹介)(第四七一〇二六)

同(澁谷直藏君紹介)(第四七一〇二七)

同(島村宜伸君紹介)(第四七一〇二八)

同(白濱仁吉君紹介)(第四七一〇二九)

同(菅波茂君紹介)(第四七一〇三〇)

同(砂田重民君紹介)(第四七一〇三一)

同(住家作君紹介)(第四七一〇三二)

同(瀬戸山三男君紹介)(第四七一〇三三)

同(関谷勝嗣君紹介)(第四七一〇三四)

同(関谷誠君紹介)(第四七一〇三五)

同(田名部匡省君紹介)(第四七一〇三六)

同(田名部匡省君紹介)(第四七一〇三七)

同(竹内黎一君紹介)(第四七三八号)
同(谷川和穗君紹介)(第四七三九号)
同(田澤吉郎君紹介)(第四七四〇号)
同(田中龍夫君紹介)(第四七四一号)
同(竹中修一君紹介)(第四七四二号)
同(玉生孝久君紹介)(第四七四三号)
同(田村良平君紹介)(第四七四四号)
同(田邊國男君紹介)(第四七四五号)
同(田原隆君紹介)(第四七四六号)
同(竹下登君紹介)(第四七四七号)
同(地崎宇三郎君紹介)(第四七四八号)
同(津島雄二君紹介)(第四七四九号)
同(戸井田三郎君紹介)(第四七五〇号)
同(戸沢政方君紹介)(第四七五一号)
同(東家嘉幸君紹介)(第四七五二号)
同(友納武人君紹介)(第四七五三号)
同(中川秀直君紹介)(第四七五四号)
同(中尾栄一君紹介)(第四七五五号)
同(中西啓介君紹介)(第四七五六号)
同(中野四郎君紹介)(第四七五七号)
同(中村喜四郎君紹介)(第四七五八号)
同(中村弘海君紹介)(第四七五九号)
同(中村正三郎君紹介)(第四七六〇号)
同(中山利生君紹介)(第四七六一号)
同(永田亮一君紹介)(第四七六二号)
同(長野祐也君紹介)(第四七六三号)
同(橋橋進君紹介)(第四七六四号)
同(野上徹君紹介)(第四七六五号)
同(野中英二君紹介)(第四七六六号)
同(野呂恭一君紹介)(第四七六七号)
同(羽田孜君紹介)(第四七六八号)
同(羽田野忠文君紹介)(第四七六九号)
同(葉梨信行君紹介)(第四七七〇号)
同(橋口隆君紹介)(第四七七一号)
同(橋本龍太郎君紹介)(第四七七二号)
同(長谷川四郎君紹介)(第四七七三号)
同(長谷川峻君紹介)(第四七七四号)
同(畑英次郎君紹介)(第四七七五号)
同(八田貞義君紹介)(第四七七六号)

同(浜田卓二郎君紹介)(第四七七七号)
同(浜野剛君紹介)(第四七七八号)
同(林大幹君紹介)(第四七七九号)
同(林義郎君紹介)(第四七八〇号)
同(原健三郎君紹介)(第四七八一号)
同(原田鸞君紹介)(第四七八二号)
同(平泉涉君紹介)(第四七八三号)
同(平沼赴夫君紹介)(第四七八四号)
同(福島讓二君紹介)(第四七八五号)
同(藤井勝志君紹介)(第四七八六号)
同(藤田義光君紹介)(第四七八七号)
同(藤波孝生君紹介)(第四七八八号)
同(藤本孝雄君紹介)(第四七八九号)
同(船田元君紹介)(第四七九〇号)
同(古屋亨君紹介)(第四七九一号)
同(細田吉藏君紹介)(第四七九二号)
同(堀之内久男君紹介)(第四七九三号)
同(前尾繁三郎君外一名紹介)(第四七九四号)
同(前田正男君紹介)(第四七九五号)
同(牧野隆守君紹介)(第四七九六号)
同(松永光君紹介)(第四七九七号)
同(松本十郎君紹介)(第四七九八号)
同(三塚博君紹介)(第四七九九号)
同(箕輪登君紹介)(第四八〇〇号)
同(水野清君紹介)(第四八〇一号)
同(宮崎茂一君紹介)(第四八〇二号)
同(宮下創平君紹介)(第四八〇三号)
同(武藤嘉文君紹介)(第四八〇四号)
同(村岡兼造君紹介)(第四八〇五号)
同(村上勇君紹介)(第四八〇六号)
同(村山達雄君紹介)(第四八〇七号)
同(毛利松平君紹介)(第四八〇八号)
同(栗山明君紹介)(第四八〇九号)
同(森清君紹介)(第四八一〇号)
同(森美秀君紹介)(第四八一一号)
同(森喜朗君紹介)(第四八一二号)
同(森田一君紹介)(第四八一三号)
同(森山欽司君紹介)(第四八一四号)
同(安田貴六君紹介)(第四八一五号)

同(山崎武三郎君紹介)(第四八一六号)
同(山崎平八郎君紹介)(第四八一七号)
同(山下元利君紹介)(第四八一八号)
同(山下德夫君紹介)(第四八一九号)
同(山村新治郎君紹介)(第四八二〇号)
同(山本幸雄君紹介)(第四八二一号)
同(湯川宏君紹介)(第四八二二号)
同(綿貫民輔君紹介)(第四八二三号)
同(渡部恒三君紹介)(第四八二四号)
同(渡辺栄一君紹介)(第四八二五号)
同(渡辺紘三君紹介)(第四八二六号)
同(渡辺秀次君紹介)(第四八二七号)
同(大野明君紹介)(第五〇三四号)
同(佐藤隆君紹介)(第五〇三五号)
同(丹羽兵助君紹介)(第五〇三六号)
同(松野幸兼君紹介)(第五〇三七号)
在留外国人に対する国民年金法の適用
の請願外二件(石橋政嗣君紹介)(第四
同外二件(木島喜兵衛君紹介)(第四八
同(矢山有作君紹介)(第四八三〇号)
同(武藤山治君紹介)(第五〇三八号)
は本委員会に付託された。

今日の会議に付した案件

出入国管理令の一部を改正する法律案（内閣提出第七〇号）
 難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第七二号）

○高島委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、出入国管理令の一部を改正する法律案及び難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 出入国の問題は、本委員会におきまして、私はもちろんでございしますが、同僚委員からいままの出入国管理の状況についてしばしば質疑応答があったところでございます。

その中の一つのウエイトとして不法入国者あるいは不法滞在者、この問題が常に社会の環境の中で問題点がある。それから治安上についても問題点がある。しかも、五万だと十万だと言われるそれらの諸君は、まさに息をひそめて日本の地域社会で生活しておる。いつ自分が資格がないことが露見しやしないか、したがって、公的な場面へ出ることあるいは公的な問題に関与すること等について非常に憶病で、その家族についても同様な条件下にある。これが一体どうしたらなくなるのか。われわれは、入管行政がそういう問題について水際作戦が完璧ではないとか、警官の取り調べによつて偶発的に発見されるというようなことではなかなか問題を解決することができないではないか、何かこれらについていい知恵はないのかということをしばしば言うてきたわけであります。

いま、不法入国者あるいは不法滞在者の現状はなかなかその数を捕捉することはできないけれども、法務省は現状をどう把握をしておるか、その知る限りの状況について御報告を願いたいと思ひます。

○大鷹政府委員 潜在密航者は、そのほとんどが朝鮮半島からの密航者だと思われまますけれども、その数は年間数万人と云われておるようでございます。不法入国者は、摘発されて初めてその存在が把握できるという事情にありますために、正確な数は私どももつかんでおりません。しかしながら、最近における摘発件数は減少傾向を示しております。たとえば昭和五十一年には九百五十四名だったものが、昭和五十五年には五百八十一名と減つております。

○横山委員 そこで、大臣に相談があるのです。が、私は、これらの五万とも十万とも言われるものをオートドックスに摘発するなんということはなかなかできるものじゃないと思うのです。かつ

でカナダやオランダでこういう政策をとったことがあります。要するに、自主的に申告してもらいたい、そして一定の条件に合う者はこの際思い切った認めよう、こういうことなんです。そのカナダやオランダのやった状況——オランダはなかなかそううまくいかなかったという話ですけれども、一つの卓見だと私は思うのです。

なぜそういうことをいま私が言い出すかといいますと、いまのお話のように発覚したのが減少しているということは、相対的には密入国者が減っているということだと思ふのです。密入国はなぜ行われるか、密入国してくるのか。要するに、韓国の経済状態が悪い、食うに困る、日本へ行けば何とかなるということだと思ふのですが、それが減っているということとは、とりもなおさず、韓国で密入国しても日本へ行くという要因がだんだん減少してきた。そういう時期を選んで、いま日本におります不法滞在者あるいは不法入国者をこのままに放置しておくということは、言い方は余り適当じゃないかもしれないけれども、地域社会の中における悪い要素だと思ふのです。そして、息をひそめて生きておるといふ意味においては犯罪の温床ともなりかねない、そう思うのです。

そこで、私の提案は、一定の期間に自主申告してもらいたい、そして一定の要件に合致するならば、つまり長期間とか、あるいは生活も安定しておるとか、一定の技能を持っておるとか、あるいは本人の社会生活も順調で安定しておるとか、そういう者についてはこの際、法律改正しなくてもいいのですから、あなたが、毎日やっていることなんです、思い切った水準を高めて——低めてか、潜在的な人たちが顕在化させるといふことにして、一挙に数万人の人にきちんとした社会生活を営ませるといふことがあなたの政策でできる。もちろん、それについては欠陥がないとは言いません。私がそれを想定しますと、そういうことがあるならこの次もやってもえらるということがあつてはいかぬ。今回限りである。同時に、それによって密入国なりあるいは不法滞在者について

の思い切った措置をこの機会にする。つまり、厳重な調査もして、この問題にメスを入れるというやうなやり方によってやるべきではなからうか。

ただ、自主申告をしてきた、一定の条件がある程度示してありますから、おれは条件に合うと思つて申告してきた、ところが、おまえは不合格だ、だから大村行きだ、強制退去だというやうなことがないとは言えない。そのところが大変私は、恐れながらと訴えてきた者を、おまえは言ってきたがいかに、行けという点について若干の問題がなしとはいえないけれども、少なくとも日本国、地域社会における数万あるいは十数万と言われるこの問題について、一遍はメスを入れるべきである。先ほども理事会で私がちよつとお話をしたら、一遍理事懇談会で懇談しようという話なんです、大臣はどうお考えでしょうか。

○奥野国務大臣 不法に入国して多年にわたつていられる方々の心情、それに深い同情を寄せられてきよる横山さんの発言になつていられるのじゃないかなというところ、私にもよく理解できるやうな気持ちがいります。同時に、形式的には不法でございまして、人それぞれによりまして同情すべき事情につきましても、あとう限りの人道的な配慮をしていかなければならないとも考えておるわけでございします。

ただ、御提案になりました、この際一定の条件にはまる者はみんな届けさせるといふことになりましますと、ある者は在留を認め、ある者は退去を命ずるといふわけにはいかない、御指摘になつたとおりだと思ふのであります。ということになりますと、一種の徳政を行うかあるいは時効の觀念を持ち込むかということになるのじゃないだろうか。これも御指摘になりましたように、一度したことはまた次の機会にも行われるのだということになりかねませんし、また、時効の觀念を持ち込むといふことになりましますと、許可を要するものについて

一体時効の觀念がなむのだからうかということになるかと思ふわけでございします。

○入管局長 入管局長にお伺いをしたいのですが、いま大臣がおっしゃった個々にはその気持ちよくはくんでおるといふ個々について、たとえば昔間伝えられるところによりましますと、密入国してから十年以上くらいたつた者、そしていま大臣のおっしゃるやうに

入国に当たりまして承認を要する、そういうやうなことにつきまして、多年にわたつて在留してきているのだから承認あつたものと認めるというやうな、こう思ひます。したがういまして、せつにかくの御提案でございしますけれども、そのままだに私たちが受けて取れない。しかしながら、人それぞれによつて同情すべき事情はいろいろあると思ひますので、個々に具体的な事情をよく調べまして、あとう限りの人道的な配慮をしていくということではなからうか、それが横山さんの提案に対する私の答えであり、またとるべき措置ではないだらうか、こう思つております。

○横山委員 私の提案は、思い切つて——いまあなたの方でいらつしやることなんです。入管で個々については、私の気持ちは多少ながらも生かされておる問題ですよ。私はやつてないことを言っているわけではない。けれども、私の提案は、少なくとも思い切つた措置をしないと百年河清を待つやうなものではないかという意味において、一つの政策として、地域社会のある意味では恥部とも言うべき、日本社会の恥部とも言うべき問題を一遍ぐり出して、そして一挙とは言いませんけれども、思い切つた措置をとれ、こういうわけなんです。

入管局長にお伺いをしたいのですが、いま大臣がおっしゃった個々にはその気持ちよくはくんでおるといふ個々について、たとえば昔間伝えられるところによりましますと、密入国してから十年以上くらいたつた者、そしていま大臣のおっしゃるやうに

社会生活も素行も生活水準も安定をしておるといふ者については、自主申告をした場合には検討に値するといふやうな水準だと言われておるのです、いかがですか。

○大蔵政府委員 個々の事案につきましては、その不法入国者の居住歴、家族状況等、諸般の事情を慎重に検討して、人道的配慮を要する場合には特にその在留を認めているわけでございします。したがういまして、不法入国者が摘発されまして強制退去の手續がとられた後でも、法務大臣の特別在留許可がこういう場合には出るということになります。

それでは、その居住歴といふのは何年ぐらいいかというところは、現在はずきり何年と申し上げることはできません、個々のいろいろなケースの中身によるわけでございしますから。しかし、十年以上は居住歴があるということが必要でございまして、うし、それから家族状況の場合でも、日本人と結婚しているとかあるいは日本にすでに生活の本拠を築いてしまつた、こういう場合が想定されております。

○横山委員 私の経験で、十年くらい前だったか、七、八年前だったか、かつて、ある密入国者から相談を受けたことがあるのです。私は法務委員として相談を受けて、私が率直に言いましたことは、自主申告しなさい、あなたは十年——十年ちよつとだつたかな、だから自主申告しなさいと言つて勧めたことがある。それがよかつたか悪かつたか、それを勧めたら、だめだといふので強制退去の決定があつたのだ。私はえらいそれで恥をかきまして、先生が十年たつていられるから自主申告しろと言つたので私が申告したら強制退去だ、といふので私も大変メンツをつぶしまして、そんなはずじゃなかつたがといふわけで、結局は大村行きはやめて、しばらく三カ月更新で二カ月更新でつかといふことになつたことがある。

一体、自主申告といふことをどういふやうにあなたがいま言ったやうな特別在留中の判断の要素になるつもりですか。恐れながらと訴えた者

を、いいことをされた、おまえはいかぬ、ちよいといことを言ってきた、おまえはいかぬ、大村行きた、強制留置だなんてやられたら、私も相談のしようがない。私も法務委員として妙なつもりは全然ないので、なるべく顕在化させたいということ而努力しているのに、かえって迷惑してはかなぬです。自主申告ということはどういうふうに判断されますか。

○大蔵政府委員 潜在不法入国者のうちには、子供がいよいよ学齢に達したとか、そういう事情からみずから名のり出て、先生のおっしゃいましたいわゆる自主申告をする人がおります。こういう場合には、私もといたしましては、当然、情状を考慮するに当たりましてプラスの材料と考えております。

なお、先ほど居住歴とかいうことで申し上げましたけれども、相当長い居住歴がないとだめなのでござい。したがって、相当古い不法入国者であるとか、あるいはたまたまおっしゃいましたように、身分関係からいって相当その理由がある者、こういう者を対象として私も特別在留許可の適用をしておりますので、その辺は先生の方でも御理解いただきたいと思います。

○横山委員 御理解いただきたいと言ったって、法務委員をやっておられるいろいろ相談があるので、結局あなたの言っていることは、おまえは自主申告したら損だよ、おまえは自主申告しろと言えというわけだ。私も責任ある法務委員として、おまえは自主申告したら取っつかまえておれ、おまえは自主申告したら取っつかまえておれ、そんなことを勧めるわけにいきません。そういうときにどう言ったらいいのですか。

○大蔵政府委員 ただいま私も特別在留許可を出す一応の基準のようなものを先生に御説明いたしたので、その基準に当てはまらない者は自主申告されてもむだであるということを申し上げざるを得ないと思います。

○横山委員 だから、大臣、基準みたいなものがあるわけだ。基準というものを知らぬ人が多いの

です。そういう基準があるのだから、自主申告すれば何とかなしてもらえるからということを知らぬ人が五万、十万とおるわけですよ。基準を一遍顕在化したらどうですか。

○大蔵政府委員 私、ただいま基準という言葉を使いましたけれども、それは厳密な意味の基準というところではございません。その個人の個々の具体的な事情というものを勘案いたしますけれども、そのときに私もといたしましては、居住歴であるとか身分関係とか、当然そういうところには着目するわけでござい。したがって、非常にはつきりした基準という形のものがあるわけではございません。

○横山委員 それを基準化しろと言います。それが私が大臣に要請していることなんです。別に大きなことを言っているわけじゃないのです。そういうことを知らぬ人がある。そして、あろうことかあるまいことか、この間もばか話をしておたら、政治家に頼むと千万単位の金を出せば何とかなるとか、あるいは法務省の入管のお役人に何とかすれば何とかなるという巷説がその人たちの中にあるわけです。そんなことはない、そんなばかことをしたら承知せぬと私は言うたのですよ。

いま入管局長の言うのは、はやとした基準ではあるけれども――基準じゃないと言ったけれども、あなたの方の内部規定で、審判課でやるのかどこでやるのか知らぬですが、内部的に、こういう者は条件さえ合えば特別在留許可をするという判断の要素があるでしょう。この判断の要素を顕在化しろと言います。こういう基準に合う者は特別在留を認めるから、この際なるべく自主申告をしてもらいたいということを明白にしたらどうかと言います。そういう意味なんですよ。どうですか。

○奥野国務大臣 自主申告を奨励するというところにつきましては、当初のお尋ねに對しまして私から答えを申し上げたとおりであります。また、何か基準があるのかということにつきましては、

入管局長からお答えしたとおりでございまして、個々の具体の事情を検討した上で結論を出す。強いて申し上げますと、永住を許可します場合には、独立生活維持能力でありますとか、素行が善良でありますとか、あるいは国の利益に適合すると考えられるとかいうことが法文に明記されておるわけでござい。そういうことから判断されていくということになるのじゃないかなと思われたいでございます。

なお、その他のことにつきましては、これまでどういう事情で許可されてきたかということ積み上げていきますと、あるいはある程度の基準めいたものが生まれてくるかもしれない。親族関係の状況でありますとか、いろいろなこともそれに絡んでくるだろうと思われたいでございます。これまでやってきたことを一遍調べ直してみること一つかなと思ひます。

○横山委員 再度繰り返しませんけれども、個々の問題を処理しておれば、それで役所の仕事は済むという問題ではない。今日、日本の地域社会における恥部、犯罪の要因――本人たちは、いまの話では十年以上日本で息をひそめて生きておる、そして子供も大きくなっておる、その子供も入学させなければならぬ、朝鮮人学校へ行けばいいと言いかもしねないけれども、それでもやはり社会生活が営まなければならぬ、そういう人間が日本にまさに数万人とおる。その人たちの心情も考え、密入国してきたら悪いあるいは不法滞在も悪いけれども、十年以上たってもなおおかつ息をひそめて生きておる、子や孫にそれが受け継がれる、親戚にも伝えられるという状況を考えれば、いまあなたは時効問題をおっしゃったのですが、私は時効理論は成立すると思ひます。そういう意味合いでは税金もきちんと納めてもらわなければならぬのですよ。

そういうことを考えますと、この際、百尺竿頭一歩を進めて、どういう方法が適切であろうかという点は議論がありましよう、また、いま実行されておるその特別在留許可の水準を少し上げても

らいたいというのが私の言う意味ですけれども、それを整理して、何らかの方法で、国会の討論を通じてでもよろしい、あるいははしかるべき方法で自主申告を思い切つて奨励する措置をおとりになつてもいい。われわれも、法務委員ですから大体のことはわかつています。わかっていますけれども、法務委員でない人たちがそういう相談に乗ったときに、その相談の過程で、韓国内部で伝えられるつまらぬうわさが、政治家に絡まる問題が合理的に払拭されるということも私は大事なことだと思ひます。それをこそこそ役所で一人一人やっておる、その基準も明白にしない、そういうことによつて問題が生ずる温床にもなつておるのではないかと私は思ひます。重ねて大臣としてひとつ前向きに御答弁を願ひたい。

○奥野国務大臣 自主的に申告していただくことはありがたいわけでございますけれども、申告した方については必ず特別在留を許可する、こう受け取られると入管行政というものは混乱すると思ひます。同時にまた、特別在留許可あるいは永住許可をもらえるのはどういふ人であるかというある程度の基準が明らかになつてくることも、私はいまのようなお話を伺つていますと大切なことじゃないかなと思ひます。これまでやってきたことを振り返つてみて、まとめるのも一つかなと、いまお話を伺いながら考えたわけでありま。さらに、個々の事案について処理する場合にも、従来以上に人道的な配慮を加えていくことも一つの転換になるんじゃないかな、こう思ふわけでござい。まして、私としてはできる限り人道的な配慮というものを重く見ていきたいな、こう思つております。

ただ、残念なことに、不法入国というものが今日もなお相当続いておりますのでございまして……（横山委員「非常に減つておる」と呼ぶ）とおっしゃっているのは特定の地域からの問題だろうと思ひます。そうじゃなくて、ある部分においてはふえてきておる、そういう試みはふえてきておるというふうな面もあるわけでございます。特定の

ちやくぢやな金額だと思ひます。恐らく、当時の金額に物価倍數を掛ければ云々という議論があると思うのですが、余りにも唐突過ぎる。もしどうしても必要性があるならば、何でいままでにほつておかないでやつておかなかったか。いま三十万円を三百万円に上げるといふことがいかに唐

突、いかにもぎらぎらしてゐる。もう少しこれを安くするわけにはいかぬのですか。

○大蔵政府委員 この金額は、昭和二十六年以来三十年間据え置かれてございますけれども、その間、入管令の改正のたびごとに保証金の引き上げを考えたのですが、今日まで入管令の改正が実現しなかったため、その機を逸したというわけでございます。

三百万円というところで十倍になりますけれども、これは物価指数のほかに賃金・所得指数等も考慮して決めたものでございます。賃金・所得について言えば、これは三十年間に十八倍以上になっておるわけでございます。

なお、この機会にぜひ御指摘申し上げたいのは、この三百万円というのは上限でございまして、常にいかなる場合でも三百万円を適用するというわけではございません。

○横山委員 実績はどのくらいですか。

○大蔵政府委員 現在は三十万円でございますので、この三十万円については、現在の物価のあれから見て非常に低いので、かなり高い三十万円の限度に近いところで取っておりますが、平均いたしまして大体二十万円でございます。これでは逃亡防止の担保にはならないということで、ただいま申し上げましたように、物価指数それから賃金・所得指数、こういうものの上昇等も考えて限度額を定めたものでございます。

○横山委員 限度額でもあろうけれども、その運用がどうなるかわかりません。わかりませんが、大臣、考えてくださいよ、一人の問題じゃないのだから。もしそうならば、夫婦で子供が二人おれば、四人で千二百万円持つていい、こういうわけですね。大体、これらの人の生活水準なり何なりを考へてみますと、低所得者が圧倒的に多いのですよ。千二百万円持つてこなければ飯放免しない、常識的にちよっと酷じゃありませんか。当時の三十万円がどうだと言つたところで、現在われわれが考へて、法律として実際問題としてやるに於いて、三百万円、四人だつたら千二百万

円というのは、単に官條が倍数を掛ければこんなものになるで済まされぬ問題じゃないですか。法務大臣は三百万円、気がつかないのじゃないですか。もう少し考へたらどうですか。

○奥野国務大臣 いま入管局長からお話し申し上げましたように、最高限度でございまして、非常識な決め方をしないように留意していきたい、こう思います。

○横山委員 これは先ほど理事会で、野党の諸君すべてが、これはちよつとえらいぞという話なのです。それは実際適用に三百万円全部取るということではなからうとは思ふ。なからうとは思ふけれども、判断次第で幾らでも上がつていくわけですね。そして、百万円持つていい、二百万円持つていいということが、低所得層に対してどんなに大きな負担になるかというのを考へますと、上限を決めたからといって全部上限ではないけれども、上限を決めればまあこのくらい、もう少し下げればこのくらいというふうについて回るものですか、上限については修正をなさる御意思がございせんか。

○大蔵政府委員 ただいま大臣からお答えがありましたように、個々のケースにつきまして、十分その本人の事情を踏まえて保証金の金額は定めることになっております。したがって、先ほど先生が御指摘のように、低所得者の場合にまるまる一人三百万円ずつ取るというふうなことはとうてい考へられません。逃亡の防止を担保するに足る金額であれば十分でございます。したがって、運用によつて不都合は生じないはずでございますので、上限の金額を変えることは現在考へておりません。

○横山委員 この要綱の3に、「国籍を有しない外国人等旅券を取得することができない外国人に」「再入国許可書を交付する」とありますね。後で難民の問題とも議論いたしますが、難民の旅行証明書とどう違うのですか。

それから、在日朝鮮人にも救済旅券を採用するのでしょね。これが一つ。そして、採用するとすれば、一体この一年という問題とどういふ関連を救済旅券は持つてまいりますか。

○大蔵政府委員 難民に対して発行されます旅行証明書と再入国許可書でございますけれども、その間大きな差はございません。難民の旅行証明書は一年の期限の救済旅券を許すものでございまして、再入国許可書の場合にも救済の制度を今度設けることになりました。それで、再入国許可書の場合には一年以内ということになっておりますが、在留期間が当該の一年を超えるものを持つていらつしやる方につきましては、目いっぱい一年の再入国許可書を発給する、そういう方針でございます。したがって、この兩者の間に格別の差はございませんが、この延長に關しましては、難民に対して発行されます旅行証明書については六カ月の延長だけが認められますのに対して、再入国許可書につきましては、さらに一年これは延長される可能性を定めております。

それで、救済の再入国許可書はどういう人に発給されるかということでございますが、商用その他一年間に何度も海外に旅行することがはつきりしている方々、そういう方でございまして、同時に、国際的な慣習、慣例といたしまして、こういう救済再入国許可書のようなものは相互主義の要素を考慮に入れることになっております。

○横山委員 大体、再入国ということがおかしいと思うのです。もちろん、出管許可であり再入国許可なんです。再入国許可書というものが、一般旅券と全く同じに国際的に通用すると解してよろしいのですか。

○大蔵政府委員 そういうふうに解しておられて差し支えございません。それで、再入国許可書は、発給しましたわが国が本人の再入国を認めるということを保証しているのでございますので、外国から見た場合には、当然これは旅券として通用するはずのものでございます。

○横山委員 要綱の十八「永住許可の特例」の二行目に、「本人からの申請に基づき」の次に何だかむずかしい日本語が書いてあるのです。漢字制限にひつかかるような文字が書いてあるが、これはどういふふうにかんがへてどういふ意味なのか。われわれ学問のない人間にはもう少しわかりやすく書いてもらわぬといふ。こういう勝手な文句を使つて、わざわざ質問させて、われわれの知識のないことを宣伝するようなものでしからぬ。どういふ意味なんですか。

○大蔵政府委員 横山先生御指摘の言葉は、「東的に」と書いてあるその言葉だろうと思ひます。大変むずかしい言葉でございますが、その意味するところは、無条件にということでございます。したがうしまして、一六二一六の方及びその子孫につきましては、申請があれば無条件で永住を許可する、こういうことを言つておるわけでございます。

○横山委員 そういう無条件と書けば一遍でわかるものを、何でこつこつ「東的に」と書くのです。そういうことが入管行政の一環を示すような気がして、これは注意をいたしておきます。

残念ながらお約束の時間でございますから、次回にまた保留いたしまして、質問を終わります。

○高島委員長 稲葉誠一君。

○稲葉委員 出入国管理令の一部を改正する法律案、これについて質問するわけですが、きょうは本会議もありませんし、二回に分けて質問をいたしたいと思ひます。

最初のところは、大臣、お聞きだけ願つておいて、後でいろいろ御相談していただきたい、こう思ふのですが、率直に申し上げまして、私は出入国管理の管理という言葉に引かかつてしようがないのです。そうすると、入国管理局というのがあります。あなたは入国管理局長だから、入国管理局というのは英語で言うところの何と何のですか。

○大蔵政府委員 法務省入国管理局は、英語でイミグレーション・ビュロー・ミニストリー・オブ・ジャスティスというふうにかかれております。

○稲葉委員 そこで、イミグレーションという言葉は、移民というような言葉に普通訳してあります

かあるいは入国者という言葉に訳しています。それは別にしますが、それはいいのですが、管理という言葉は普通コントロールという言葉ですね。だからイメージコントロールと普通言っている中で、管理という言葉は出てこないはずですよ。訳の中には、それは法務省設置法にそういうふうにあるから、そう使っているという意味だろうと思うのです。

そこで、たとえば「出入国管理の回顧と展望」というのが、昭和五十五年版の新しいものが出ましたね。これを見てみても、「出入国管理令改正作業の展望」というようなことで書いてあります。たとえば、二百三十ページあるのはその他のところにもありますが、「出入国(管理)」と、こう書いてある。管理が括弧に入っているのです、これには、何か所かありますよ。いや、何か所かあるのです。二百三十ページもそうだし、二百二十九ページもそうです。だから、管理という言葉は、これは出てこないと思えますよ、英語そのものからは。ジャスティスというのだから、正義というのかな、法というのか、それはいろいろ理解の仕方がありますが、そこで、管理というのは括弧してありますね、これには、だから、これは出入国法という形で提案したこともあるんじゃないですか。あるいは提案しようとしたということもあるんじゃないですか。

○大蔵政府委員 管理という言葉が、その「回顧と展望」の中で括弧に入っているのは、先生御指摘のとおり、かつて入国管理令の改正案をお諮りしましたときに、そのすべての場合ではございませんけれども、何度か、その管理という言葉は落として御提案申し上げた経緯があるからでございます。

○稲葉委員 管理という言葉は落として、だからどうするのです。出入国法案という形にしようとしたことがあるんじゃないですか。それを聞いています。

○大蔵政府委員 そういう名称にすることを考えたときもあつたようでございます。

○稲葉委員 管理という言葉はどういう意味かというと、どういふのかな。いろいろな意味はあるけれども、とにかく日本にいる外国人を俗に言えはコントロールというのかな、犯罪者扱いするという意味ではありませんよ。だからコントロールするということ意味ですね。そうすると、アメリカの大統領が日本にきたときでも管理するの。管理という言葉になるのですか、具体的にどういふことなの、管理というの。

○大蔵政府委員 もちろん、アメリカ大統領が見えたときにも、アメリカ大統領も外国人でございますので、入国管理令の公正な管理のもとに置かれるわけでございます。したがって、その対象になるわけでございますが、その管理という言葉だけを見ますと、すべてを規制あるいは制限しようとしているとの印象を持たれる向きもあるかもしれません。出入国管理令の目的とするとところは、ただいま私が申し上げました第一条に規定する「すべての人の出入国の公正な管理」でございます。そして、「出入国の公正な管理」とは、外国人の取り扱いに関する国際法上の基準及び国際慣例を踏まえ、わが国にとって好ましからざる外国人の入国を拒否し、国内にある外国人の在留活動について公安上または社会経済上わが国の不利益とならないよう規制する反面、在留期間の更新、再入国の許可を初めとする外国人に一定の便宜を与えること、出入国に際しての手続を定めること等を広く包摂した概念でございます。

英語でイメージコントロールと云い、これを移民法と邦訳するのが通例ではございますが、その目的とするところはこれと全く同様でございます。日本語で移民という表現を用いますと、あたかもわが国が移民受け入れ国であるかのごとく連想させることもあつて、結局、出入国の管理という表現が最も適当なものではないかと考えておるわけでございます。

○稲葉委員 それはどこの国だつて、公平な管理と言ふんで、不公平な管理をしますと条文に書く人はいないでしょう。いま移民法の語が出ました

けれども、これはいわゆるアメリカ法系とそれからヨーロッパ法系とで取り扱いが違いますね。それでアメリカの移民法というのか、アメリカの場合はいろいろ事情がありますね。メキシカンの問題だとかいろいろあるわけですね。そういうようなもので移民法という法律ができていたわけですね。けれども、それはそれとして、それでは問題になつてくるのは、難民条約を批准する、すると難民も一体管理するのということになつてきますね。

法律的には、管理という言葉はいまあなたが言つたようないろいろな問題を含んでいる。便宜を図ることも入つておるけれども、それは一番後ろの方にくついているだけの話で、だから大臣、いまここでお答えにならなくてよく御研究願いたいのですが、難民を管理するんだということになつてくると、この難民条約の趣旨に反する形になつて、世界から日本は何だということになつて袋だたきにされますよ。

それは管理という言葉の持つ意味が、たとえばライアンスと同じだね。同盟という言葉が持つ意味がいま問題になつておるけれども、あれと同じで、管理という言葉の持つ意味、日本での使われ方から来て、そこでその問題が起きてくるわけですよ。難民を管理するなんというところは、難民条約の中でこれはそういう理解の仕方ではないでしよう。条文そのものというのか、法律的にはわかりませんよ。法律的に説明されればよくわかるけれども、しかし、一般的な人は、これはそれは考えませんよ。管理という言葉から受ける印象というものは、そういうふうにとらないうのですよ。

そこには問題があると思うのです。だから難民との関係、難民もやはり管理するということ、大臣、これはいまお答え願えるかどうかは別として、それを真正面から打ち出して、難民管理のために今度は難民の認定法やなんかつくるとんだということを、法務省、発表しますか。そんなことをしたら大変な問題が起きるでしょう、外国から何だといつて。いまでさえ日本は難民に対して冷たい国だと言われているのに、難民

を管理するためにこの法律をつくるのかというふうにならるでしょう。一部の法律家はわかりますよ。一般の国民なり受ける人はそういうふうにとらないでしょう。それは非常に問題がありますよ。

難民をどうするの。これは難民を保護するというのが目的じゃないですか、難民の場合には、だから全体を通じて難民と、それから前からの日本人であつた者で自己の意思によらず国籍を奪われたわけでしょう。本来なら国籍選択事項というものが入るわけですよ、平和条約の中で、あれは日本の場合に入らなかつたわけですから、そういう人たちの間に差があるということもおかしうないし、難民の場合に、これを保護するのでなくして難民を管理するんだというふうに、法務大臣、答えられますか。そんなことを答えたなら、国際的な反響が大きくて、ひどい目に遭うのじゃないですか、日本として。私は管理という言葉はとつた方がいと思ひますよ。その点についてはどうですか。

○大蔵政府委員 先ほども申し上げましたけれども、管理という言葉の中には、規制という面と、それから便宜を与えるといふ面とサビを提供するといふ面と、そういう面と両面あるわけでございまして。その限りにおきまして、難民といえども公正な管理の対象になる。つまり私も、難民もその意味の管理の対象になると考えております。そういう管理を通じて、難民に対する保護というものが実現していく、こういうふうになつていくわけでございます。

○稲葉委員 それはあなたの方の考え方ですよ。一部の専門家の考え方はそれでいいかも知れませんが、一般の人はそうとらないだろうというのですよ。いまの管理という言葉の中で、あなたが言つたのは規制が先でしょう。便宜を図るといふのは後段の話でしょう。それならば、一般の人は規制の方に重点を置いてたれども考えますよ。だから、これは名前がおかしいのですよ。今度できる法律の名前はこういう法律にな

るのですか。令が法律になって、難民の認定が入って一緒に法律ができるのでしょうか。どういう名前の法律をつくるのですか。

○大鷹政府委員　今度私どもが御提案いたしております法律案の名前は、出入国管理及び難民認定法でございます。

○稲葉委員　だから、出入国管理と難民認定というのは、それが一体となった法律で、法律体系として正しいかどうかということは確かにちよつと議論があるところですよ。だけれども、法務省に難民の認定の仕事が与えられてしまったわけです。外務省がいやだと言ったのでしよう。いやだす。

と言つたら語弊はあるかもしれないけれども、いやだと言つたわけだよ、きょう外務省呼んでないけれども。では委員会をつくってやるという話があつたでしょう。委員会をつくのはおかしいということ、結局入管でやるのだから法務省やれということになつちやつたのでしよう。これは法務省の中でもずいぶん反対があつたでしょう。これ以上言わないけれども、とにかくそういうことになつちやつた。

だから、大臣にお考え願ひたいのは、出入国法という形でこれは前にも出したのですし、そういう方が、これから国際交流がだんだん盛んになってくるときに受けがいいと私は思います。管理という言葉は日本語ではあるけれども、成田でもどこの管理という言葉を使つてないのですから、あそこにはイミグレーションビュローしか書いてないでしょう。あんなところでコントロールするのだとかなんとか英語で書いてごらんなさい。アメリカの大統領がこれを見て、何だ、おれをコントロールするかと言つて怒るよ。大統領だけじゃなくて、今度ヘイグも来るのでしよう。何だこれ怒る人をばかにするなということで、またこれ怒るよ。外国との間の関係がどんどん進んでくる状況に從つて、条文の名前から管理をとつて、前にもあつたように出入国法という形にした方がいいと思ふのです。外国人法というのは名前がちよっとまずいと思うのです。これはいかにもまずいかな

ら、出入国法なら出入国法という形にするとか、その中に難民を含ませるかどうかということになってくるとまたちよつと問題なので、どういうふうにするかまた別の問題として、きょう理事会にも提起したのです。理事会で十分この問題についても論議しようというふうなことになっていますから、その点については大臣もよくお考えを願いたいというふうに思います。

○奥野国務大臣　いまのお話を伺っておりまして、日本で管理という言葉が必ずしもコントロールを意味しないような場合が多いような感じがいたします。

私の体験ですけれども、占領時代にある言葉を直訳しますと、総司令部は反発いたしました。そこで、いや日本ではそんなに反発するような言葉じゃないんだよ。それじゃおまえの言う言葉を英訳の場合には使おう。日本語はこれでいくよ。日本語を直訳すればあなたの言う言葉にならないよ、こういうことで妥協した私の体験がございませう。

稲葉さんがおっしゃること、よくわかるわけでございまして、出入国管理法を英訳します場合には、イミグレーション・アクトでいいのじゃないか、こう思うわけであります。あえてコントロールという言葉を使う必要はない、実態はそうなんですから。ですから、そういう性格のものじゃないかな。日本の場合には、管理というと必ずしも規制するばかりでなくて、相手のことも心配していろいろな措置をとっていくことがたくさんあると思うのであります。工場管理の場合であっても、労働者の安全を図るためにいろいろなことを工夫していかなければならない課題をたくさん含んでいると私は思うのであります。管理というと、労働者に労働を強制するようなふうにはみえません。受け取らないと私は思うのでございまして、やはり日本での言葉の使い方と、外国における言葉の使い方に若干違いがあるところにこういう問題が起ってくるのじゃないかなと思うのでございます。せっかくのよいお話でございしますので、

英訳の場合にはイミグレーション・アクトでいいじゃないか、こんな感じを持ったところでございます。

○稲葉委員 労働者の場合は、労働者の安全衛生管理というような形で、上へつくわけです。ただ労働者管理という文字を使っているわけではないですからね。だから英訳の場合に、イミグレーション・アクトならば移民法と訳すわけにいかぬです、日本の場合にね。だから、やはり出入国法とかそう訳すのが本当じゃないかね、素直に言つて。これは理事会でもよく協議いたしますから。幸い、こういう点非常に理解のある委員長もおら

これは私、実は心配するのですよ。難民を管理するという形になってくると、世界に与える影響がまずいのじゃないかと思ひますよ。それが大きく出てごらんないよ。今度難民を五百人から千人ふやして三千人にふやすとかということですけども、日本は難民に冷たいというふうなことで

ありますから……。

そこで、さつき横山さんからいろいろ質問がありましたので、その点についてはまた別な機会に私も質問したい、こう思うのですが、さつきの中に出てまいりましたのは、子孫の問題、孫の問題については別の機会にまた質問いたします。

「出入国管理の回顧と展望」の中にはみんな子孫と書いてあるのです。どこを見ても子孫と書いて並べてあるわけです。ですから、孫というふうなことが書いてあってもなくても、実際の取り扱いは同じになるのだ、こういうふうにいままでの例からいって、具体的な事実、日本のいまの対外政策その他から見て当然だと思えますけれども、やはりそこまで書いてないし心配するということもありますから、それはまたあとで質問したいというふうに思います。

そこで、私が質問する一つは、局長証明書というのがあるでしょう。これがどういうものなのかよくわからないのです。これと、難民に対して発

行する難民旅行証明書 こういうのもありますね。これを今度のときに両方持ってきてください。いいですか。ということは、局長証明書というのとは薄つべらの紙でしょう。一枚の紙でしょう。難民の旅行証明書というのは日本の旅券と同じような、ただ上は違いますよ。最初の中はちよつと違うけれども、実際は開きになった旅券みたいなものでしょう。そうすると、局長証明書というのはいかにも安っぽいのです。安っぽくて、これは持つていく方もちよつと困るのですね。一枚の紙つべらでしょう。そこで、これを同じようなものにしなくちやいけませんよ。同じようなものにするために局長証明書というものをもう一つばなものをしろというわけじゃないけれども、難民の旅行証明書と同じようなものにしないさいよ。旅券に準ずるような形にしないさいよ。この次、両方持つていらっしやいよ。その点はどうですか。

○大蔵政府委員 現在の局長証明書は、今度の法案の改正によりまして再入国許可書ということに

なります。この再入国許可書の体裁につきましては、旅券に近いような形のものにすることを考えております。

○稲葉委員　旅券に近いはわかるけれども、難民の場合の旅行証明書とは違うでしょう。今度の場合でも違うのじゃないですか。難民の方の場合は

ほとんど旅券と同じ体裁じゃないですか。文章はもちろん違いますよ。だから同じようなものにして——中身は違いますよ。中身は違ふけれども、同じような体裁にしないさいよ。持っていくのにあの薄つぺらな紙ではみつともないですよ。その点どうでしょうか。

○大蔵政府委員　再入国許可書もそれから難民旅行証明書も、同じような体裁のものにすることをいま考えております。

○稲葉委員　考えているなら、最初からそういうように言うてくださいよ。いまのはひどいですね。薄っぺらな紙一枚でしょう。これはおかしいですよ。それじゃ同じようなもの——同じような

ものにするというのとはまたはつきりしない。同じものにするというのと同じようなものにするというのとまた違うけれども、言葉は余りやかましいことを言うのもあれだからあしきません。

アメリカの再入国許可書というのがあるのです。これは本当に旅券と同じです。これは知っているでしょう。ほとんど旅券と同じです。もちろん国籍とか何か書いてない場合もあるかも知れぬけれども。日本の場合、特に国籍を書かないというような場合がありますね。ところが、アメリカの場合の再入国許可書というのは旅券の場合とほとんど同じです。これはあなたの方でもどこか持っていると思うけれども、あったらこれも今度持ってきてもらいなさい。これと同じようなものにしなさいよ。でないと、いかにも難民条約の批准に伴って、前から日本にいる外国人と難民との間に違いがあるというのはいまだおかしな話なんです、その点はどういう書式にするのかわからぬけれども、この次にもう一遍質問しますから、そのときに持ってきてください。

それから、もう一つお聞きしたいのは、この「永住許可の特例」のところ直系卑属の問題、孫の問題は横山さんから質問があつたあなたのお答えになりましたね。それはまた別にしますが、その九のところで「法務大臣は、法律第二百六十六号第二条第六項該当者の子として申請期間最終日後に本邦で出生した外国人が、法務省令で定める手続により、その出生の日から三十日以内に第四条第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請をしたときは、これを許可するものとす

る。」というのがありますね。これは要綱では六十日以内となつていたのです。これが法律で三十日以内になつたのはどういう理由なんでしょう。外国人登録の場合の出生でも六十日から九十日です。法的地位協定の場合でも六十日じゃないですか。これはどうしたのですか。

○大蔵政府委員 この法案の中身を検討しておりますが、これを六十日にするというのを考えた時期がございます。しかし、その後よくよく考えてみますと、外国人の在留資格の取得、これは現在の入管令の二十二条の二の第二項でござい

ますが、そこに三十日という規定がございまして、そこで、むしろこれと合わせるのが正しいんじゃないかということで、その後六十日を三十日にいたしました。この三十日は、私どもとしては短い期間ではないと考えております。

○稲葉委員 だけれども、要綱では六十日にしたのでした。六十日にしたときには六十日にした根拠があつたわけでしょう。あなたの方でいま言った二十二条の何項で三十日というのがあるんですが、本当はそれを気がつかないというんじゃないのか。

○山本説明員 ただいま局長から答弁いたしましたとおり、立案検討の過程ではこれを六十日とすることを考えたこともあつたわけでありまして、しかしながら、なお検討を加えていく過程におきまして、現行法第二十二條の二は新しく出生した場合の在留資格取得のことを定めた規定であり、したが、それによりまして、出生後三十日以内に在留資格の取得の申請をしなければならぬということになつております。そういったと、この

永住許可の特例の申請期間を六十日とした場合にはどういふことになるか考えてみますと、まず出生後三十日以内に第二十二條の二に基づき在留資格の取得の申請をしなければならぬ。そういった上で改めて三十日経過後に今度は特例永住許可の申請をするのか、そういうナンセンスな話になつてまいりますので、結局第二十二條の二の申請期間である三十日と合わせざるを得なかつたということになります。

○稲葉委員 要綱では六十日として発表しちゃつたのじゃないですか。発表して、新聞記者会見もして、六十日という要綱でみんなに配つたんじゃないですか、それ以上聞きませんけれども。配つて、みんな六十日と思つていたところが、法案が出てきたら三十日になつていたので、あれつうことになつた。外国人登録の場合は六十日から九十日でしょう。そうでしょ。法的地位協定の

場合には六十日ですからね。こちら辺のところもよくわかりませんがね。そこでもう一つの問題は、これは私もよくわからないのですが、外国人が入つてきて、その場合に後から妻が来るという場合と日本人と結婚している外国人が来る場合、その取り扱いというのは在留資格やなんかは違ふのですか。これはどういふふうになつていくのですか。私の質問の意味、よくわからないかな。ほくもちよつとききう聞いたのだけれども、七十三條の改正案に関連してこ

ういう問題が何か出てきているようなんです。これは私ももう少しよく研究させていたきたい、こ

ういうふうにするのですが、何か外国人の家族の場合と日本人と結婚している外国人を呼んだとき、両方の配偶者なり何なりが在留資格が違うのだということを言うのですがね。まあそれは後でいいです。ほくの方ももう一遍研究しますから。

そこでもう一つの問題は、「出入国管理の回顧と展望」というのがあつて、一番最後のところ、四百四十六ページに「外国人の権利義務に關する法令」ずっと書いてあるわけですね。これは外務省条約局法規課が編さんした「日本における一般外国人の国内法上の地位」というのをもとに記述したものだといふのでしよう。一番最後の四百四十六ページの脚があるでしよう。「本節4、その他の法令の部分には、云々とあるでしよう。場所わかりましたね。これはいつできたのですか。外務省条約局法規課が編さんした「日本における一般外国人の国内法上の地位」といふのはいつできたのですか。

○山本説明員 ただいまのところ承知しております。調べました上で後刻御説明申し上げたいと思ひます。

○稲葉委員 さうは外務省を呼んでなかつたから。あなたは外務省出身だからあれだけれども、これは昭和四十年にできたのです、条約局の法規課で。あの当時は法規課長はいまのユゴスラビア大使の中江氏じゃないかな。あるいは中江氏がかわつた後かな。ちよつとわかりませんが、これ

ができてゐるのは昭和四十年なんです。その後の状況が非常に変わつてゐるわけですね。そしてこれはちよつと抽象的なんですよ。たとえば住宅公園に入る資格があるとかないとかという問題も出てきていますね。それから、外国人が公立学校の小学校、中学校の教職員になる資格があるとかないとか、これに対するこの資料はどうも古いのですよ。これはわかつてゐるでしよう。古いということとは知つてゐるでしよう。昭和四十年のことなんだから古いのですよ。

それで、ただ法律が並べてあるだけで抽象的なんですよ。たとえば、日本にいる外国人で内国民と同じような待遇を受けてゐる場合もありま

すね。憲法の場合で、税金を払う関係とかんとかの方は、「國民」と書いてあるけれども、外国人も含むわけでしょう。それから、二十五條の方の健康で文化的な生活ですか、あれは日本国民だけだとかいろいろ議論がありますけれども、あるいは第二十二條の職業選択の自由の場合でしたか、外国人と國民とを区別しない条文が、一カ所憲法の中にありましたね。

そこで問題は、これはいま法務省に聞くんじゃない、この次に文部省でも呼んできて聞きたいと思つてゐるのですが、外国人であつて小学校の先生なんかをやつてゐるところ、採用してゐるところが日本の中にもあるわけですね。こういう点を文部省と相談してよく調べておいてください。これはいまのところ、そういうふう採用するといふことにしてゐて、実際に採用してないところもまだあるのです。よくわかりませんが、中国人の場合に対してもありますね。いま一番いいのは三重県でしよう。三重大学を卒業した女の先生が四日市の小学校におられますね、これは朝鮮人の人ですが、あるいは滋賀県でもありますね。兵庫でもそうですし、それから東京、大阪もそうなんです。愛知県がだめでどういふのはやつてませんけれども、こういうふうな形で、朝鮮人であつても日本人の小学校の先生になつてゐる人がいるんですね。四日市の例をよく調べてもらはな

さい。そこで非常な人気というか何というか、評判がいい。李という先生ですがね。

だから、そういうような状況がありました。これがどんどん国際化をしていく中において、日本に生まれて日本の大学を出た人が、日本の小学校、中学校の先生になれないなどということはないので、どんどんそういうふうにするように進んでいかなければいけない、こういうふうには思っております。この点が各県によってばらばらなんです。これはこの次に文部省に聞きますが、あなたの方でもそういう点をよく調べておいていただきたいと思います。

いま言ったのは条約届法規課の編さんですが、これはその後非常に変わってきているのもありますから、外務省とよく相談をして具体的に調べておいてください。

それから、大平要さんの「日本における外国人の法律上の地位—公法関係」というのがここに書いてありますね。私、大平さんは知っています。が、私よりも大分先輩の人でしたか、検事をやっていて後で判事になりました、たしか高藏の判事をやっておられたですが、非常にまじめな勉強家の方でしたがね。この人の本もあるのですが、これも率直に言うとういのですよ。ですから、いま日本における外国人の地位がどういうふうになっているかというのを、その新しいものを外務省省と相談をしたり何かしてよく調べておいていただきたい、こういうふうに考えるわけです。

そこで、その他のいろいろ質問をしたいところもあるのですが、きょうは代議士会がありまして、どうしてもそっちへ出て説明しなければならぬものもありますので、この程度にしておきます。

最後に、これは前にお話したときに大臣がお答えになったのですけれども、イミグレーション・アクトという言葉はそれでいいじゃないかということなんですが、これは母法はそういうふうになっています。しかし、それを出入国管理法と訳すのは、いかにもちよつと取つてつけたような印象を私は受けるのです。これはあなたの方としては

いろいろあるでしょうけれども、出入国法という管理をとった法律を出したこともあるわけですからね。これについては私どもの方も理事会でよく相談したいと思つてゐるのですよ。きょうその話を出しましたから、相談しますから、あなたの方としてもひとつお考えを願ひたい、こう思うのです。同じことを申し上げて恐縮ですが、難民に対して管理するというのを日本がやるという形に発表されますと、誤解を招いて日本の外交上の非常に大きなマイナスになるのではないか、こういうことをばくは考えるものですから特に申し上げる次第です。

その他の質問はまた別の日にさせていたたきたい、こういうふうに思います。

○高島委員長 この際、休憩いたします。

午前十一時三十六分休憩

午後三時三十六分開議
○高島委員長 休憩前に引き続き會議を開きま
す。

質疑を続行いたします。高村正彦君。
○高村委員　まず、出入国管理令の一部を改正する法律案について質問いたします。
出入国管理令の改正問題については、昭和四十四年から四十八年にかけて四回にわたりその改正案が国会に提出され、いずれも審議未了になった経緯があるわけですが、本案の改正の趣旨

及び改正点の概略について説明いたしたいと思
います。

○奥野国務大臣　一つは、出入国管理令制定以平
三十年を経過いたしているわけでございます。そ
の間に出入国者が激増いたしておりますし、また
同時に、交通機関も船舶から飛行機に変わって
いるわけでございますので、そのような変化に対
応いたしまして、在留資格でありますとかあるい
は再入国制度でありますとか、それらの問題の整
備を図ろうといたしているところであります。

もう一つは、さきに日韓地位協定に基づきまし

て、韓国との関係におきましては、戦前からの在留者につきましては永住を認めるとして地位の安定を図ったわけでございますけれども、その他のかゝつて日本国籍を持つておつた人でありながら朝鮮半島の出身者や台湾の出身者でいまだに地位が安定していない、そういう方々につきましては、この際、申請に基づいて永住許可を与えて地位の安定を図ろうと考えている、大きく申し上げますとその二点にならうと思ひます。

が、その概略について、事務局からで結構ですが、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

○大蔵政府委員　まず第一に、変化あるいは時代の要請に対応する改正につきましては、短期滞在者や技術研修生の在留資格の新設などの在留資格を整備すること、特例上陸許可制度を整備すること、どの在留資格からでもほかの在留資格への変更可できるように在留資格の変更の制度を整備すること、貧困等により公共の負担となっている者とを退去強制事由から外すことなど退去強制事由を整備すること、出国留保の制度を設けること、それから数次再入国許可の制度の導入などの再入国の許可の制度を整備すること、仮放免や仮上陸の際の保証金を引き上げること等がこれでございます。

第二に、いわゆる長期在留外国人の法的地位の安定化を図ろうとするものにつきましては、かつて日本国籍を有していた朝鮮半島、台湾出身者及びその子孫に対して、申請があれば永住を無条件に許可することとすることや、これとの関連で、日本人及び永住許可を受けている外国人の配偶者及び子に対する永住許可の要件を緩和することがあります。

○高村委員　いま御説明があったように、いわゆる法一二六―二六該当事者及びその子孫に対して、申請があれば無条件に出入国管理令上の永住を付与する立法措置がとられているわけでありましたが、この立法趣旨は何か、説明していただきます。

また、それと同時に、この特例措置の対象となる者の数を、その国籍別、在留資格別に説明していただきたいと思ひます。

○大蔵政府委員 終戦前からわが国に在留してお
ります朝鮮半島、台湾出身者及びその子孫の法的
地位は、日韓協定の地位協定に基づく協定永住許可
を受けた者を除いて、前者についてはいわゆる法
一二六―一二六該当事として、別に法律で定める
ところにより、在留資格及び在留期間が決定され
るまでの間、引き続き在留資格を有することなく
わが国に在留することができるとされております
で、また、これらの子につきましては、在留資格
を有することなくわが国に在留することができると
されております。

子、つまり一、二六〇人、該當者の孫につきましては、在留資格四一―一六―一三、在留期間三年でわが国に在留することは認められております。

そこで、今回の措置は、これらの者がわが国に在留するに至つたいきさつ及びその在留実態にかんがみ、本人からの申請により出入国管理令第四十一条第一項第十四号に定める永住を付与することとし、その在留実態に見合うように在留上の地位の安定化を図ろうとするものでございます。

また、今回の特例措置の対象となる者の昭和十五年七月一日現在における総数は、約二十八万七千名でございます。国籍別では、朝鮮、韓国が

約二十七万九千人、中国が七千四百人、無国籍籍約九百人でございます。在留資格別では、法一一六―一二六該当事が約十四万三千人、法一二六―一二六該当事の子である四一一―一六―二が約二万二千人、四一一―一六―二の子、つまり一六―二―一六該当事の孫のことでございますが、四一一―一六―三を付与されておりますこれらの者は約二千三百人でございます。

○高村委員 改正案によりますと、日本人、永住者または法一二六―一二六該当事の配偶者または子については、永住許可の要件である素行善良、独立生計維持能力の二つを満たさないときでも、住を許可することにしているわけでありますが、その理由は何か、御説明いただきたいと思ひます。

す。

○大蔵政府委員 今回の改正案では、この項とは別に附則の改正という形で、戦前から本邦に在留する朝鮮半島、台湾出身者及びその子孫について、申請に基づき、無条件に永住を許可するという特例措置を設けることといたしましたので、これとの均衡を考慮し、また、わが国に生活の本拠を有する日本人や永住者の配偶者等は、家族単位で在留の安定化を図ることが相当であるからでございます。

○高村委員 出入国管理令の一部改正案についてはそのぐらいいたしまして、難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案について質問したいと思います。

本案の改正の趣旨及び改正点の概略について説明していただきたいと思います。

○奥野國務大臣 難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書へ加入したことに伴いまして、出入国管理令を整備する必要があるわけでございます。難民の認定に関する手続を定めたりあるいは難民に對しまして難民旅行証明書を交付したりする一連のことがございます。

なお、これらの方々に対する社会保障の見地からの改正といしまして、国民年金法等四法律について国籍条件を撤去する、そして難民につきましても四法律の適用が行われるような改正をしたというところでございます。

○高村委員 改正点の概略について、もう少し詳しく説明していただけますか。

○大蔵政府委員 改正点の概略について御説明申し上げます。

まず、出入国管理令の一部改正でございますが、その第一は、難民認定手続の新設でございます。難民の認定を受けようとする者は、入国後原則として六十日以内に法務大臣に對しその申請をしなければならぬこととし、法務大臣が難民の認定をしたときは、難民認定証明書を交付するとともに、難民の認定を受けている者が難民条約第

一条に定める同条約の適用停止事由または適用除外事由に該当することとなつたときは、その難民の認定を取り消すこととするほか、難民であると認定しない処分または難民の認定を取り消す処分については、法務大臣に對し異議を申し出る事ができること等を定めたものでございます。

第二に、難民旅行証明書の交付でございます。難民の認定を受けて在留する外国人が出国しようとするときは、原則として難民旅行証明書を交付することとし、難民旅行証明書の交付を受けた者は、その有効期間内は、原則としていつでも本邦に出入国することができるとするほか、海外における難民旅行証明書の有効期間の延長ができるようにしたものでございます。

三番目が、永住許可要件の緩和でございます。難民の認定を受けている者につきましては、永住許可要件のうち、独立生計維持能力の要件を満たさない場合でも永住を許可することができるとなりました。

四つ目が、退去強制手続における法務大臣の裁決の特例でございます。難民の認定を受けている者に對しては、退去強制手続において退去強制事由に該当する場合であっても在留特別許可を与えることができることとしたものでございます。

五つ目が、一時庇護のための上陸の許可でございます。難民条約の趣旨にかんがみ、人道的観点から、難民に該当する可能性のある外国人については、旅券を所持しない等上陸のための条件を満たさない場合でも、上陸の特例として、とりあえずの緊急措置として、一時庇護のための上陸を許可することができることとしたものでございます。

六つ目が、迫害國向けに送還しないという原則でございます。退去強制をする場合には、被送還者が難民条約に定めるような迫害を受けるおそれのある国へは、原則として送還しないこととすることを明らかにいたしました。

難民条約に規定する社会保障の面における内国民待遇を図るため、これらの法律における国籍要件を撤廃したものでございます。

○高村委員 この改正によって法律の題名を変更した理由はどのようなことなんでしょうか。

○大蔵政府委員 これまでの出入国管理とは異質な難民認定手続について規定することになったため、その目的規定と合わせ、題名をも改正する必要が生じたものでございます。

○高村委員 次に、一時庇護のための上陸の許可の制度を新たに設けた理由はどのようなことなんでしょうか。先ほど人道的観点と申されましたが、もう少し詳しくお願いいたします。

また、上陸の許可を受けた者の衣食住を確保するための施設等が必要であると考へるわけでありますが、どのような対策を考へておられるのでしょうか。

○大蔵政府委員 難民に該当する可能性のある外国人につきましては、旅券を所持しない等上陸のための条件を満たさないからといって直ちに上陸を拒否することは、難民に對する各種の保護を与えることとして難民条約の精神にそぐわないので、難民に該当する可能性のある外国人について、とりあえずの緊急措置として、一時庇護のための上陸を許可することができるとしたものでございます。

なお、これによりまして、今後わが国に到着するいわゆるボートピープルにはこの許可が与えられることとなります。

また、一時庇護のための上陸許可を与える外国人の中には着のまのままで本國から逃れてくる者もあり、このような者については何らかの形で衣食住を確保する必要があるものと考へます。これまでは、これらの者に對しましては、国連難民高等弁務官事務所からの補助金や民間諸団体の協力により衣食住を確保してきたところでございます。今後の問題といたしましては、政府関係の施設、たとえば一時庇護センターとでもいった施設を設け、ここに収容して一時的な生活保護を与え

ることも必要ではないかとの考へもあると思われませんが、施設の新設及び運営経費等新たな手当てを要する事項でもありますので、しばらくは情勢の推移を見て関係省庁間で協議されることになろうかと存じます。

○高村委員 外国人の入国規制や退去強制を担当している法務大臣が難民の認定を行うことは妥当ではないではないかという意見が一部にあるやに聞いておりますが、それについてはどういうふうにお考へでしょうか。

○大蔵政府委員 難民条約がその対象としておりますのは当該國にある難民であり、難民または外国人であることから、法務省の行政と接点を有しているため、適正な難民の認定が行えるよう法制度の整備をして、法務省がこの業務を担当するのが最も妥当であると考へられたことから、法務省がこれを行うことになったものでございます。難民認定手続は、従来の出入国管理令上の在留の可否を決する諸手続とは全く別個の手続により行うこととしておりますので、自由裁量に基づく他の処分と混同することとはなく、難民の認定が適正に行えるものと確信しております。

○高村委員 その点について諸外國ではどういうことになっているのでしょうか。難民認定権の所在について、諸外國の例をお示し願えたらと思ひます。

○山本説明員 諸外國の例をたくさん調べたわけではございませんが、若干の調査したものに基いて御説明申し上げますと、西ドイツでは難民認定庁という独立の、日本ではいいまして外局ということになるのでしょうか、そこで認定を行っております。もっとも、この難民認定庁は、外国人管理を行っております司法省に所屬しているという話であります。また、フランスにおきましては、難民事務所とでも訳すのでしょうか、そういうところで行っております。これはフランスにおきましてやはり外国人管理を行っております外務省に所屬しているというところでありまして、そのほか、スイスのように、外国人管理を行っております警察が認定

も行つておるといふことのできません。

若干、整理した資料がございますので、必要でございまして、後刻お届けしたいと存じます。

○高村委員 いわゆるインドシナ難民、特にわが国にすでに定住しているインドシナ難民は、この法律で難民と認定されることになるのでしようか、どうなんですか。

○大蔵政府委員 わが国に定住しておりますインドシナ難民が難民と認定されるかどうかは、認定の申請が行われた段階で、個々の具体的事案について、難民条約第一条に言う難民に該当するかどうかを審査して決定することになります。

なお、難民と認定されなかった者または認定の申請を行わない者は、難民条約上の難民として取り扱ふことはできませんが、これまでと同様、引き続き在留を認める方針でございます。

○高村委員 最近よく流民という言葉が聞かれますが、流民というのはどういうものを言われているのか、あるいはこの難民法上はどういうふうに取り扱われるのか、御説明願いたいと思います。

○大蔵政府委員 いわゆる流民の大部分は、かつてインドシナ三国のいずれかに居住していて、戦乱等の際に脱出して第三国に逃れ、第三国の旅券を何らかの手段で取得いたしました。そしてその旅券に基づいてわが国への入国査証、主として観光査証のケースが多いのでございますが、そういうものを取得して日本に入国して、観光査証の期限が過ぎてそのまま残留した、そういう人たちの指すわけでございます。

こういういわゆる流民の人たちは、難民条約上はいわゆる難民とは分類されないというふうに規定されております。と申しますのは、こういう人たちは一度は難民であつたかもしれませんが、その後第三国の旅券を取得してその国の保護を受けるようになった、したがって、もはやその段階で難民としての性格は失つたというふうに難民条約上では規定されております。

○高村委員 そういう場合でも、具体的事例に

じては、日本国内で特別の保護を与えるといううなことはしておるのでしょうか、これからもうされるのでしょうか。

○大蔵政府委員 流民の問題は、直接は難民条約問題と関連ございせん。しかしながら、従来ともこういう方々につきましては、個々の事情を調査いたしましたし、もし特別の事情があると判断される場合には在留許可を与えるということで対処してまいりました。

○高村委員 厚生省にお聞きしたいと思ひますが、国民年金法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び改正点並びに新たに支給の対象となる人数及び所要予算額等について説明していただきたいと思ひます。

○金田（一）政府委員 難民問題に対するわが国の国際協力を一層促進するという見地から、今般、難民条約及び議定書に留保を付することなく加入することとなりましたことに伴ひまして、社会保険につきましましては、同条約及び議定書に定める内国民待遇を実現いたしますため、ただいま先生おっしゃいました国民年金法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び児童手当法における国籍要件を撤廃することとしたものでございます。この改正によりまして、難民はもちろん、広く外国人一般につきましても、これらの法律が日本人と同様に適用されることとなるわけでございます。

また、今回の改正によりまして、まず、国民年金法につきましましては、わが国に居住する外国人で自営業を営む方々等につきまして新たに加入が認められ、加入後の老齢、障害等に対して給付が行われることとなります。この加入対象となる者は二十九万人程度と見込んでおります。

次に、児童関係諸手当におきましては、第一に、生別の母子世帯に支給される児童扶養手当、第二に、障害児を養育する者に支給される特別児童扶養手当、第三に、重度障害者に支給される福祉手当、第四に、三人以上の子を有する者に支給

される児童手当、以上の各手当につきまして、改正後、それぞれの支給要件に該当する外国人に対しても支給されることとなるわけでございます。

新たに改正により受給対象となる外国人は、児童扶養手当では三千人、特別児童扶養手当では七百人、福祉手当では二千五百人、児童手当では一万四千八百人程度となる見込みでございます。

○高村委員 以上で、私の質問を終わります。

○高島委員長 次回は、来る十九日火曜日午前十時理事会、午前十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二分散会